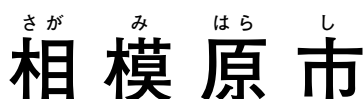


しょう しゃ ぎゃく たい
障がい者虐待

A colorful illustration depicting a family caring for an elderly man. The man, wearing a yellow sweater and tan pants, is seated in a blue wheelchair. A woman in a pink sweater and purple pants stands behind him, holding the back of the wheelchair. In the background, there are stylized houses and trees. Several family members are visible: a boy in a green shirt looks out from a yellow house; a girl in a blue shirt looks out from a house with a red roof; a man in a blue shirt looks out from a purple house; a woman in an orange shirt looks out from a yellow house; a man in a blue shirt looks out from a house with a blue roof; a woman in a green shirt looks out from a house with a blue roof; and a man with glasses in a red shirt looks out from a house with a blue roof. The scene is set on a green lawn with two small green trees.



障害者虐待防止法とは？

障がい者の尊厳を守る法律

障害者虐待防止法（正式には「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」）は、虐待によって障がい者の権利や尊厳がおびやかされることを防ぐ法律です。障がい者の安定した生活や社会参加を助けるために、みんなで虐待の防止に取り組みましょう。

対象となる障がい者とは

次のような障がいのある人が障害者虐待防止法の対象となります。

身体障がい者	主に手や足、目、耳、内臓機能などに障がいがあり、日常生活や社会生活に援助が必要な人。
知的障がい者	主に先天的または出生のときなどに脳が障がいを受けて知的な発達が遅れ、日常生活や社会生活に援助が必要な人。
精神障がい者 (発達障がいを含む)	主に統合失調症、うつ病、自閉症など病気や脳機能の障がい、日常生活や社会生活に援助が必要な人。
その他	心身の障がいや社会的な障壁によって、日常生活や社会生活が困難で援助が必要な人。



※障害者手帳を取得していない場合も含まれます。

3種類の障がい者虐待

障害者虐待防止法では、虐待を以下の3種類に分けています。

養護者による 障がい者虐待

障がい者の生活の世話や金銭の管理などを行っている家族や親族、同居する人による虐待のことです。



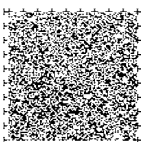
障がい者福祉施設 従事者等による 障がい者虐待

障がい者福祉施設や障がい福祉サービスの事業所で働いている職員による虐待のことです。



使用者による 障がい者虐待

障がい者を雇って働かせている事業主などによる虐待のことです。



こんなことは虐待になります！

障がい者虐待の例としては、次のようなものがあります。また、これらが重なって行われている場合もあります。

① 身体的虐待

障がい者の体に傷や痛みを負わせる暴行を加えること。また正当な理由なく身動きがとれない状態にすること。

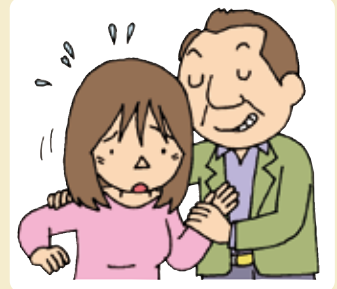


例えば

- 平手打ちにする
- 殴る
- 蹴る
- つねる
- 縛りつける
- 閉じ込める
- 不要な薬を飲ませるなど

② 性的虐待

障がい者に無理やり（また同意と見せかけ）わいせつなことをしたり、させたりすること。



例えば

- 性交
- 性器への接触
- 裸にする
- キスをする
- 障がい者にわいせつな話をする、映像を見せるなど

③ 心理的虐待

障がい者を侮辱したり拒絶したりするような言葉や態度で、精神的な苦痛を与えること。



例えば

- 怒鳴る
- ののしる
- 悪口を言う
- 仲間に入れない
- 子どもあつかいする
- わざと無視するなど

④ 放棄・放任（ネグレクト）

食事や入浴、洗濯、排せつなどの世話や介助をほとんどせず、障がい者の心身を衰弱させること。



例えば

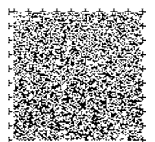
- 十分な食事を与えない
- 不潔な住環境で生活させる
- 必要な医療や福祉サービスを受けさせないなど

⑤ 経済的虐待

本人の同意なしに障がい者の財産や年金、賃金などを使うこと。また障がい者に理由なく金銭を与えないこと。

例えば

- 年金や賃金を渡さない
- 勝手に財産や預貯金を使う
- 日常生活に必要な金銭を与えない など



虐待を見逃さないことが 大切です

虐待を見つけたらすみやかに通報してください

障がい者が家族、施設などの職員、会社の事業主などに虐待されているのに気づいた人は、ひとりで抱え込まないですみやかに市の相談窓口へ通報してください(P8 参照)。虐待をなくするためには、すべての人が協力しなければなりません。地域ぐるみの早めの対応や支援が、虐待されている障がい者だけでなく、虐待している家族などが抱える問題の解決にもつながるのです。



障がい者虐待に気づくためのチェックリスト

※複数の項目に当てはまる場合は、虐待の疑いがそれだけ濃いと判断できます。また、これらはあくまで例なので、完全に当てはまらなくても虐待がないと考えず、似たようなサインにも注意深く目を向ける必要があります。

【身体的虐待のサイン】

- ☐ 体に小さな傷がしばしばみられる。
- ☐ 太ももや二の腕の内側、背中などに傷などがみられる。
- ☐ 回復の状態がさまざまに違う傷やあざがある。
- ☐ 頭、顔、頭皮などに傷がある。
- ☐ お尻、手のひら、背中などに火傷の跡がある。
- ☐ 急におびえたり、こわがったりする。
- ☐ 施設や職場へ行きたがらない。
- ☐ 傷やあざの説明のつじつまが合わない。

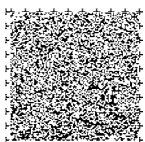


- ☐ 手をあげると、頭をかばうような格好をする。
- ☐ おびえた表情をよくする、急に不安がる、震える。
- ☐ 自分で頭をたたき、急に泣き出すことがよくある。
- ☐ 医師や保健、福祉の担当者に相談するのをためらう。
- ☐ 医師や保健、福祉の担当者に話す内容がつじつまが合わない。

【性的虐待のサイン】

- ☐ 不自然な歩き方をする、ずっと座ってられない。
- ☐ 肛門や性器からの出血、傷がみられる。
- ☐ 性器の痛み、かゆみを訴える。
- ☐ 急におびえたり、こわがったりする。

- ☐ 周囲の人の体をさわようになる。
- ☐ 卑猥な言葉を発するようになる。
- ☐ ひと目を避け、ひとりで部屋にいたがるようになる。
- ☐ 医師や保健、福祉の担当者に相談するのをためらう。
- ☐ 睡眠が不規則になる、夢にうなされる。
- ☐ 性器を自分でよくいじるようになる。



虐待を早期発見するために

虐待している人にその自覚がなかったり、虐待されていても障がい者がSOSを出さなかったりするケースがよくあります。そのため虐待を早期に発見するには、小さなサインを見逃さないことが大切です。地域の住民や家族会、障がい福祉関係者、警察、弁護士、医療機関などで協力し、日ごろから障がい者を取りまく環境を注意深く見守ることができるネットワークづくりを目指しましょう。



【心理的虐待のサイン】

- ☐ かきむしり、かみつきなど、攻撃的な態度がみられる。
- ☐ 無力感、あきらめ、なげやりな様子になる、表情がなくなる。
- ☐ 睡眠が不規則になる、夢にうなされる。
- ☐ 体重が不自然に増えたり、減ったりする。
- ☐ 体を小さく縮める。
- ☐ おびえる、わめく、泣く、叫ぶなどパニック症状を起こす。
- ☐ 食欲の変化が激しい、過食や拒食がみられる。
- ☐ 自分で自分の体を傷つける行為がみられる。

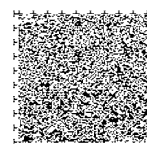


【放棄・放任（ネグレクト）のサイン】

- ☐ 体から異臭、髪の毛の汚れがひどい、爪が伸びて汚い、皮膚に異常。
- ☐ ひどく空腹を訴える、栄養失調がみられる。
- ☐ 部屋から異臭、部屋がひどく散らかりゴミを放置している。
- ☐ 病气やけがをしても家族が受診を拒否、受診をすすめても行っていない。
- ☐ ずっと同じ服を着ている、汚れたままのシーツや下着。
- ☐ 学校や職場に出てこない。
- ☐ 体重が増えない、お菓子しか食べていない、ほかではよく食べる。
- ☐ 支援しようとする人に会いたがらない、話したがらない。

【経済的虐待のサイン】

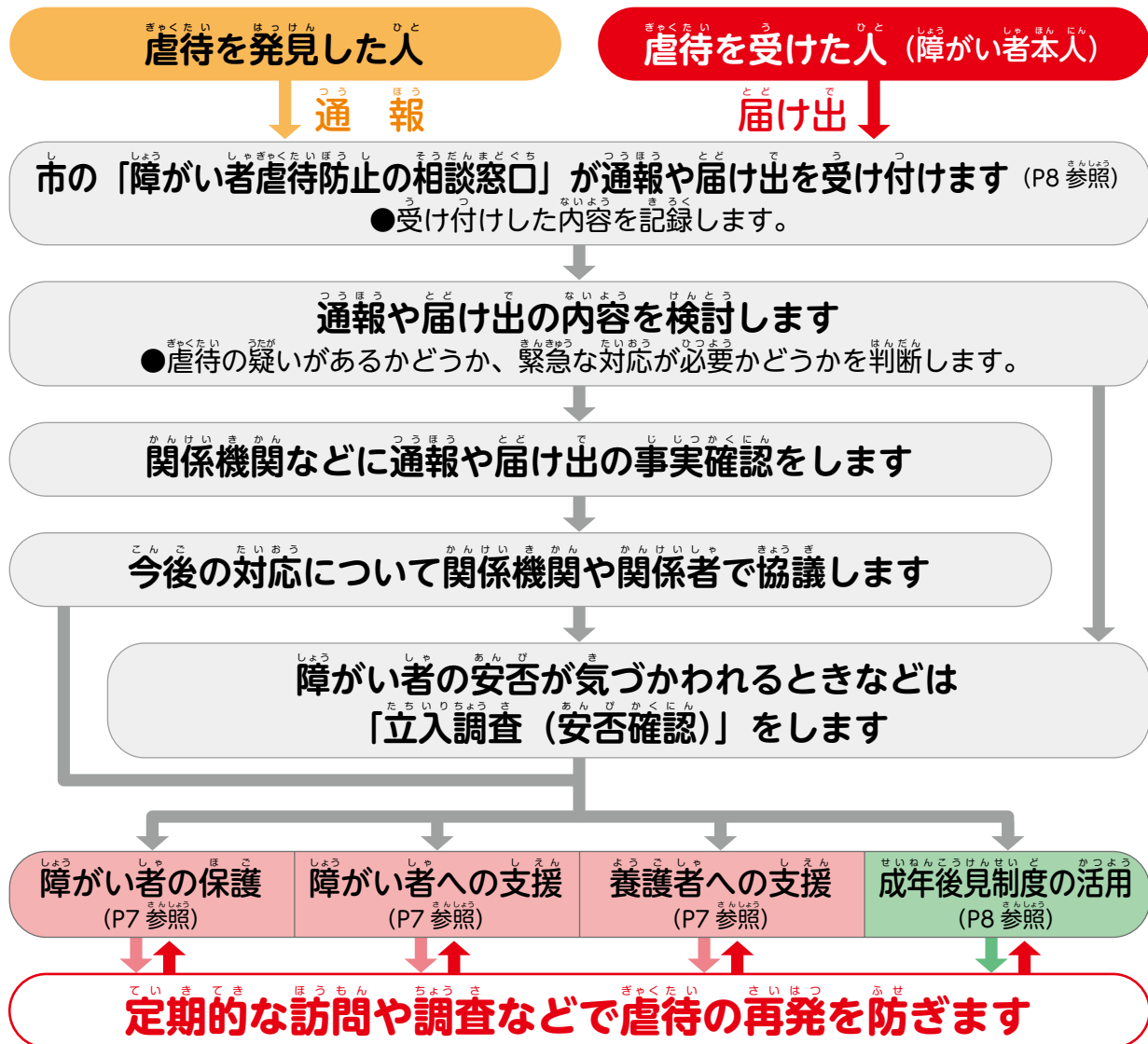
- ☐ 働いて賃金を得ているはずなのに身なりが貧しい。
- ☐ もっている資産と生活状況との落差が激しい。
- ☐ お金を使っている様子がみられない。
- ☐ 親が本人の年金を管理し遊びや生活費に使っているように思える。
- ☐ 日常生活に必要な金銭を渡されていない。
- ☐ サービスの利用料や生活費の支払いができない。
- ☐ 年金や賃金がどう管理されているのか本人が知らない。



虐待の通報・届け出からの 対応

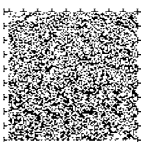
虐待を発見した人からの通報や、虐待を受けた障がい者本人からの届け出には、市が中心となつて対応します。命などにかかわるような緊急事態もあるので、まずは障がい者の安全を最優先に考えます。そして、障がい者を支援しながら、家族など虐待する側の支援体制も整えていきます。

障がい者虐待への対応（養護者による虐待の場合）



通報や届け出をした人の情報は守られます

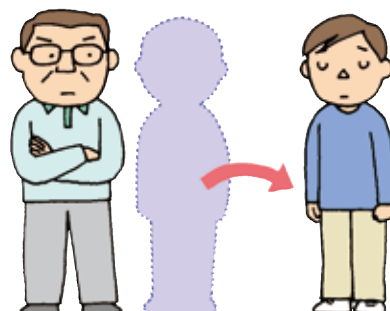
虐待の通報をした人や届け出をした人を特定する情報は慎重に取り扱われ、市の職員には守秘義務が課せられています。また、通報者が施設や職場の職員による場合、通報を理由に解雇などをする事は禁じられています。匿名による通報でも、通報内容は受け付けます。



「虐待される人」「虐待してしまふ人」の両方を救うために

障がい者の保護（養護者との分離）

障がい者の命などにかかわる緊急事態には、安全確保のために障がい者を施設などに保護し、虐待した家族など養護者から一時的に引き離します。さらに、状況に応じて障がい者と養護者との面会を制限することもあります。



障がい者への支援

障がい者を養護者から保護する必要がない場合でも、必要に応じて次のような支援が行われます。

- 地域で自立した生活ができるように居住の場の確保や就業の支援
- 適切な障がい福祉サービスの利用を促進する支援
- 医療機関への受診が必要な場合、専門医の紹介などの支援



養護者への支援

障がい者虐待では、虐待をしている側の家族など養護者にも支援が必要な場合が少なくありません。介護疲れや障害への知識不足、家族間の人間関係、養護者自身の障がいなど要因はさまざまですが、虐待をしてしまう養護者を含む家族全体を地域ぐるみで支援することが根本的な虐待防止につながります。



養護者が虐待者にならないために

〈介護の負担を軽くする〉

障がい者の短期入所など障がい福祉サービスの利用で、養護者の障がい者介護の負担を減らし、冷静になれる時間や休息できる時間をつくる。

〈心のケアを大切にする〉

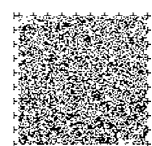
カウンセリングの利用や家族会への参加などで精神的に追い詰められた養護者の心をいやし、家族関係の回復にもつなげていく。

〈知識や技術を増やす〉

障がいに関する介護への知識や技術不足が虐待につながらないように、専門家の助言や指導によって、障がいへの正確な知識や情報などを提供する。

〈状況に応じた専門的支援をする〉

病気や経済的問題など養護者自身が支援を必要としている場合は、それぞれに適切な対応を考えるために、専門機関からの支援を行う。



成年後見制度を活用しましょう

知的障がいや精神障がいなどによって判断能力が十分でない人を助ける制度として「成年後見制度」があります。預貯金など財産の管理や、さまざまな契約などを本人に代わって判断して、経済的虐待や悪質商法から障がい者を守ってくれます。虐待する養護者が反対した場合も、障がい者を保護するために市長の判断で利用をはじめることができます。



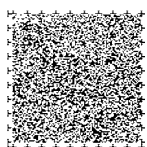
「障がい者虐待防止の相談窓口」にご相談ください！

障がい者の虐待にかかわる通報や届け出、支援などの相談は、下記の障がい者虐待防止の相談窓口までお寄せください。障がい者の虐待をなくすために、あなたのご協力をお願いいたします。

※障がい者の生命に危険が生じる状況のときは、まず警察に通報してください。

地 区	担当課	連絡先	地 区	担当課	連絡先
●養護者による虐待（身体・知的障がい）			●養護者による虐待（精神障がい）		
緑区 (橋本、大沢地区)	緑高齢・障害者相談課 (緑区合同庁舎3階)	電話 042-775-8810 FAX 042-775-1750	緑区 (橋本、大沢、城山地区)	緑高齢・障害者相談課 (緑区合同庁舎3階)	電話 042-775-8811 FAX 042-775-1750
緑区 (城山地区)	城山福祉相談センター (城山総合事務所本館1階)	電話 042-783-8136 FAX 042-783-1720	緑区 (津久井、相模湖、藤野地区)	津久井高齢・障害者相談課 (津久井保健センター1階)	電話 042-780-1412 FAX 042-784-1222
緑区 (津久井地区)	津久井高齢・障害者相談課 (津久井保健センター1階)	電話 042-780-1412 FAX 042-784-1222	中央区	中央高齢・障害者相談課 (ウェルネスさがみはらA館1階)	電話 042-769-9806 FAX 042-755-4888
緑区 (相模湖地区)	相模湖福祉相談センター (相模湖総合事務所2階)	電話 042-684-3215 FAX 042-684-3618	南区	南高齢・障害者相談課 (南保健福祉センター3階)	電話 042-701-7715 FAX 042-701-7705
緑区 (藤野地区)	藤野福祉相談センター (藤野総合事務所2階)	電話 042-687-5511 FAX 042-687-4347	●障がい者福祉施設従事者等による虐待		
中央区	中央高齢・障害者相談課 (ウェルネスさがみはらA館1階)	電話 042-769-9266 FAX 042-755-4888	市内全域	福祉基盤課 (市役所本館4階)	電話 042-769-1394 FAX 042-759-4395
南区	南高齢・障害者相談課 (南保健福祉センター3階)	電話 042-701-7722 FAX 042-701-7705	●使用者による虐待		
市役所閉庁時（平日夜間及び休日） 電話 042-754-1111 ※神奈川県障害者権利擁護センターを除く			高年齢・障害者福祉課 (市役所本館4階)		電話 042-707-7055 FAX 042-759-4395
			神奈川県障害者権利擁護センター 〒231-0023 横浜市中区山下町23番地 日土地山下町ビル9階		電話 045-662-9534 FAX 045-663-5080

※この冊子は、厚生労働省「市町村・都道府県における障害者虐待の防止と対応」をもとに作成しました。



UD FONT
by MORISAWA

ユニバーサルデザイン (UD) の考え方にに基づき、より多くの人へ適切に情報を伝えられるよう配慮した見やすいユニバーサルデザインフォントを採用しています。

リサイクル適性 (A)
この印刷物は、印刷用の紙へリサイクルできます。

禁無断転載 © 東京法規出版
1763314

編集・発行 令和7年4月 相模原市高齢・障害者福祉課